

第74回 大和高田市 都市計画審議会 会議録

1. 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 令和2年11月5日(木)
- (2) 開閉時刻 午後2時00分から午後2時40分
- (3) 場所 市役所4階 合同委員会室

2. 委員の出欠

(1) 出席者

- (委員) 久委員、根田委員、宮本委員、笹川委員、寺田委員、吉村委員、弓場委員、
杵田委員、村井委員、猶原委員、
- (事務局) 環境建設部 作田部長、長友理事
都市計画課 松本課長、藤原係長、大垣主事
企画整備課 小川参事、西川主事補

(2) 欠席者 堀川委員、植田委員

3. 会議の成立

上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立
(大和高田市都市計画審議会条例第6条第1項)

4. 会議の公開・非公開の別 公開

5. 傍聴者数 無

6. 次第

(1) 開会

(2) 案件

第1号議案 役員改選について

第2号議案 大和都市計画ごみ焼却場及びその他処理施設の変更について

(3) その他

特定生産緑地の指定について

7. 審議結果等

(1) 第1号議案 役員改選について

- ・久委員が会長、根田委員が副会長

(2) 第2号議案 大和都市計画ごみ焼却場及びその他処理施設の変更について

- ・事務局から概要説明
- ・質疑無
- ・結果、第2号議案は原案のとおり可決する。

(3) 特定生産緑地の指定について

- ・事務局から概要説明
- ・質疑及び意見

委 員 : 特定生産緑地は周知の徹底が必要となるが、事務局はどう考えているのか。

事務局 : 郵便や市ホームページでの周知は今後も行う予定をしており、必要があれば、説明会の開催等も検討しております。

委 員 : 今回審議会に諮られている分はあるが、生産緑地への指定については一度に行うのか、または、その度に指定していくのか。

事務局 : 特定生産緑地の指定については、数回に分けて行います。今回の分については、4月から6月末までの分であり、意見を伺ったあとに指定する予定です。

委 員 : 生産緑地法の改正により、条例で最低面積を300㎡に引き下げられることとなったが、どう考えているか。

事務局 : 一団の土地の考え方により、道連れ解除を防げると考えております。300㎡への引き下げについては、必要があれば検討していきます。

委 員 : 今回の一覧表を見ていると、500㎡を切る筆が見受けられるので、道連れ解除となることも考えられるので、引き下げを行うことにより、道連れ解除を少しでも防げられるので、今後検討いただきたい。

事務局 : 検討させていただきます。

委 員 : 特定生産緑地の指定時に道連れとなることが分かる筆についても指定をするのか。

事務局 : 申請があったところについては指定を行い、道連れについては一団の土地の考え方により、極力ないように進めていきたいと考えております。

委 員 : パンフレットにも記載があるが、土地の貸し出しについても認められるようになってきたため、このような制度についても説明会等でしっかり説明をしていただきたい。

事務局 : 分かりました。